

京都市告示第 36 / 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 16 年 11 月 29 日

京都市長 榊 本 頼 兼

道路の種類            市 道  
供用開始の期日        告示の日  
路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
竹田経78号線	伏見区深草新門丈町101番地地先から	旧	メートル 60.40	5.71 ～メートル 5.80
	同区竹田七瀬川町372番地地先まで	新	60.40	5.71 ～ 6.01

(建設局道路部道路明示課)